

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期						
所得税・個人住民税	I. 勤労所得課税の見直し	<p><b>1. 給与所得控除の見直し</b></p> <p>(1) 給与所得控除の上限設定(国税及び地方税) その年中の給与等の収入金額が <b>1,500万円を超える</b> 場合の給与所得控除額については、<b>245万円</b>の上限を設けます。</p> <p>(2) 特定支出控除の見直し 特定支出控除について次の見直しを行います。</p> <p>① 特定支出の範囲の拡大 特定支出の範囲に次に掲げる支出を<b>追加</b>します。 イ. 職務の遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの<b>資格取得費</b> ロ. 職務と関係のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費及び職務に通常必要な交際費→ <b>勤務必要経費</b>(注) (注)その年中に支出した勤務必要経費の合計額が65万円を超える場合には <b>65万円を限度</b>とします。</p> <p>② 特定支出控除の適用判定・計算方法の見直し その年の特定支出の額の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(現行:給与所得控除額)を超える場合は、その<b>超える部分の金額を給与所得控除額に加算</b>することが出来ることとします。</p> <table border="1" data-bbox="827 923 1612 1101"> <thead> <tr> <th>その年中の給与等の収入金額</th> <th>判定基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,500万円以下の場合</td> <td>その年の給与所得控除額×1/2</td> </tr> <tr> <td>1,500万円超の場合</td> <td>125万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他 給与所得控除の見直しに伴い、<b>次の事項</b>につき所要の措置を講じます。</p> <p>① 給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表) ② 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 ③ 年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表</p>	その年中の給与等の収入金額	判定基準額	1,500万円以下の場合	その年の給与所得控除額×1/2	1,500万円超の場合	125万円	<p>平成 <b>25</b> 年分以後の所得税及び平成 <b>26</b> 年度以後の<b>個人住民税</b>につき用する。 <b>※付録①、②参照</b></p> <p><b>※職業上の団体の経費は含まない!</b></p>
その年中の給与等の収入金額	判定基準額								
1,500万円以下の場合	その年の給与所得控除額×1/2								
1,500万円超の場合	125万円								
	II. 租税特別措置法等の廃止・縮減等	<p><b>1. 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除</b> 税額控除額の上限額を50万円(現行:100万円)に引き下げた上、その適用期限を2年延長します。</p> <p><b>2. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例</b> 譲渡資産の譲渡対価に係る要件を<b>1.5億円</b>(現行:2億円)に引き下げた上、その適用期限を2年延長します。</p> <p><b>3. 山林所得に係る森林計画特別控除制度</b> 次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長します。 (1) 森林法の改正に伴い、本特例の対象者を同法に規定する森林経営計画の認定を受けた者とします。 (2) 山林の伐採又は譲渡に係る収入金額が3,000万円を超える者の3,000万円を超える部分の控除率を10%(現行:一律20%)に引き下げます。</p> <p><b>4. 国に重要文化財に準ずる文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例</b> 国に重要文化財に準ずる文化財を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例(2分の1課税)につき次の措置を講じた上、適用期限を2年延長します。 (1) 本特例の適用対象を文化財保護法の規定により重要有形民俗文化財として指定された資産とします。 (2) 本特例の対象譲渡先の範囲に、地方公共団体(現行:国)を追加します。</p>	<p>平成 <b>25</b> 年分以後の<b>所得税</b>につき適用し、<b>個人住民税</b>は平成 <b>25</b> 年 <b>1</b> 月 <b>1</b> 日以後に支払われるべき退職手当等につき適用する。</p> <p>平成 <b>24</b> 年1月1日以後に行う居住用財産の譲渡につき適用する。</p>						

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期												
所得税・個人住民税	Ⅲ. 租税特別措置法等の延長・拡充等	<p><b>1. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例</b> 適用期限を2年延長します。</p> <p><b>2. 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例</b> 適用期限を2年延長します。</p> <p><b>3. 住宅借入金等を有する場合の所得税額及び個人住民税額の特別控除</b></p> <p>(1) 所得税額の特別控除  <b>低炭素まちづくり促進法</b>(仮称)の制定に伴い、同法に規定する<b>認定省エネルギー建築物</b>(仮称)のうち一定の住宅(以下「認定住宅」といいます。)の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして平成24年又は平成25年に居住の用に供した場合における住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率は、次のとおりとします。                      ※ 認定長期優良住宅に係る措置と同様の措置</p> <table border="1" data-bbox="814 783 1554 997"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除期間</th> <th>住宅借入金等の 年末残高の限度額</th> <th>控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成<b>24</b>年</td> <td>10年間</td> <td>4,000万円</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>平成<b>25</b>年</td> <td>10年間</td> <td>3,000万円</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 個人住民税額の特別控除                      上記(1)の、所得税における住宅借入金等特別税額控除の適用がある者のうち、その年分の住宅借入金等特別税額控除額からその年分の所得税額(注1)を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、その残額に相当する額(注2)を減額します。                      (注1) 住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額をいいます。                      (注2) その年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額を限度とし、<b>最高9.75万円</b>とします。</p> <p><b>4. 上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算及び繰越控除の特例</b>                      適用対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、信託会社(信託業務を営む金融機関を含みます。)の国内にある営業所に信託された上場株式等の譲渡で、その信託会社を通じて、外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うものを加えます。</p> <p><b>5. 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等</b>                      その年中に取引のなかった特定口座については、当該特定口座を開設していた居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対する特定口座年間取引報告書の<b>交付を要しない</b>こととします。                      ただし、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から請求があった場合には、当該報告書を交付しなければならないこととします。</p> <p><b>6. 本人確認書類の追加</b>                      所得税法及び租税特別措置法等の規定による本人確認の際に提示すべき書類の範囲に、運転経歴証明書及び療育手帳を追加します。</p> <p><b>7. 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例等</b>                      地域再生法の一部改正に伴い、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例の適用対象となる株式会社の範囲に、地域再生法に規定する特定地域再生事業(仮称)を行う次に掲げる要件を満たす株式会社を加えます。</p> <p>(1) 認定地域再生計画に記載されている地域における課題の解決に資する事業で次に掲げるものを行う会社として認定地方公共団体からの指定を受けた日から3年以内の会社であること</p> <p>① 社会福祉の増進に関する事業                      ② 環境の保全に関する事業</p> <p>(2) 常時雇用する従業員の数が2人以上であること                      (3) 認定地域再生計画に記載されている事業を専ら行う株式会社であること。                      (4) 中小企業者であること                      (5) 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式の総数の6分の5を超える会社でないこと                      (6) 金融商品取引所に上場されている株式等の発行会社でないこと                      (7) 発行済株式の総数の2分の1を超える数の株式が一の大規模法人及びその大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社又は発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人及びその大規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社でないこと                      (8) 風俗営業・性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと</p>	居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	平成 <b>24</b> 年	10年間	4,000万円	1.0%	平成 <b>25</b> 年	10年間	3,000万円	1.0%	<p>平成26年3月31日までに地域再生法の規定による指定を受けた株式会社につき適用する。                      ※エンジェル税制</p>
居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率												
平成 <b>24</b> 年	10年間	4,000万円	1.0%												
平成 <b>25</b> 年	10年間	3,000万円	1.0%												

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	IV. その他	<p><b>1. 子ども・子育て新システムに基づく給付</b>                      子ども・子育て新システムに基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。                      (1) 所得税及び個人住民税を課さないこととします。                      (2) 国税及び地方税の滞納処分による差押えを禁止します。</p> <p><b>2. 子ども手当</b>                      平成24年度以降の子どものための現金給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。                      (1) 所得税及び個人住民税を課さないこととします。                      (2) 国税及び地方税の滞納処分による差し押さえを禁止します。</p> <p><b>3. 失業等給付</b>                      雇用保険法の失業等給付について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。                      (1) 所得税及び個人住民税を課さないこととします。                      (2) 国税及び地方税の滞納処分による差し押さえを禁止します。</p> <p><b>4. 医療費控除の範囲の追加</b>                      医療費控除の対象範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰(かくたん)吸引等に係る費用の自己負担分を加えます。</p> <p><b>5. 源泉徴収関係書類の保管・提出の法令化</b>                      源泉徴収義務者が給与所得者等から提出を受けた源泉徴収関係書類の保管・提出について、次のとおり現行の取扱いを法令に規定します。                      (1) 給与所得者の扶養控除等申告書等の提出を受けた給与等の支払者等                      ① その申告書等をその提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から<b>7年間</b>保管することとする。                      ② 税務署長がその申告書等の提出を求めたときは、その給与等の支払者等は<b>その申告書等を税務署長に提出することとする。</b>                      ※ 扶養控除等申告書等とは、次のものをいいます。                      イ. 給与所得者の扶養控除等申告書                      ロ. 従たる給与についての扶養控除等申告書                      ハ. 給与所得者の配偶者特別控除申告書                      ニ. 給与所得者の保険料控除申告書                      ホ. 退職所得の受給に関する申告書                      ヘ. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書                      ト. 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書                      (2) 財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申告書等の提出を受けた金融機関の営業所等の長等                      ① その申告書等をその契約終了の日の属する年の翌年1月1日から5年間保管することとする。                      ② 税務署長がその申告書等の提出を求めたときは、その金融機関の営業所等の長等は<b>その申告書等を税務署長に提出することとする。</b></p> <p><b>6. 源泉徴収に係る所得税の納期に関する特例</b>                      源泉徴収に係る所得税の納期に関する特例につき、次の措置を講じます。                      (1) 7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限を<b>翌年1月20日</b>(現行:翌年1月10日)とします。                      (2) 給与・退職手当等につき源泉徴収した所得税の納期限の特例を廃止する。</p> <p><b>7. 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出方法の見直し</b>                      給与支払報告書又は公的年金等支払報告書(以下「給与支払報告書等」といいます。)を提出する場合において、給与支払報告書にあっては所得税に係る給与所得の源泉徴収票の提出について、公的年金等支払報告書にあっては所得税に係る公的年金等の源泉徴収票の提出について、その源泉徴収票に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織(e-Tax)を使用して送付する方法又はその事項を記録した光ディスク等を提出する方法によらなければならない者は、その給与支払報告書等の提出について、その給与支払報告書等に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織(eLTAX)を使用して<b>送付する方法</b>又はその事項を記録した<b>光ディスク等を提出する方法</b>によって行わなければならないこととします。</p> <p><b>8. 公的年金等に係る所得のみの申告者の特例(個人住民税)</b>                      公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とします。</p> <p><b>9. 個人住民税の特別徴収義務者における退職所得申告書の保管・提出</b>                      特別徴収義務者が退職手当等の支払を受ける者等から提出を受けた退職所得申告書等の保管・提出について、国税における源泉徴収関係書類の保管・提出の取扱いの法令化を踏まえ、所要の措置を講じます。</p>	<p>平成25年1月1日以後に提出すべき申告書等につき適用する。</p> <p>平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等につき適用する。</p> <p>平成26年1月1日以後に提出する給与支払報告書等につき適用する。</p> <p>平成26年度以後の個人住民税につき適用する。</p> <p>平成25年1月1日以後に提出すべき退職所得申告書につき適用する。</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
所得税・個人住民税	IV. その他(続)	<p><b>10. 国外財産調書制度の創設</b></p> <p>(1) 国外財産調書の提出 その年の12月31日において価額の合計額が<b>5千万円を超える</b>国外に所在する財産(以下「国外財産」といいます。)を有する居住者は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書(以下「<b>国外財産調書</b>」)を、<b>翌年3月15日までに</b>、税務署長に提出しなければならないこととします。 (注1) 財産の評価については、原則として「時価」とします。ただし、「見積価額」とすることもできることとします。 (注2) 国外財産調書に記載した国外財産については、所得税法の規定にかかわらず、財産債務明細書への内容の記載は要しません。 この場合、運用上、財産債務明細書の備考に「国外財産調書に記載のとおり」と記載することとします。</p> <p>(2) 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の特例 国外財産に係る所得税について申告漏れ又は無申告(以下「申告漏れ等」といいます。)がある場合において、その年分の提出された国外財産調書(譲渡、解約等がある場合はその前年分の国外財産調書)に、次のとおりその申告漏れ等となった所得に係る国外財産の記載があるときは、その記載がある部分につき課する過少申告加算税(10%、15%)又は無申告加算税(15%、20%)については、通常課されるこれらの加算税額からその申告漏れ等に係る所得税の5%に相当する金額を<b>控除した金額</b>とします。 ① 国外財産から生じる利子・配当 ② 国外財産の貸付け・譲渡による所得 ③ その他国外財産に起因して生じた所得(具体的事例を通達に例示)</p> <p>(3) 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の特例 上記(1)の所得に係る所得税について申告漏れ等がある場合において、その年分の国外財産調書の提出がないとき又は提出された国外財産調書にその申告漏れ等に係る国外財産の記載がない(記載不備を含みます。)ときは、その提出又は記載がない部分につき課する過少申告加算税(10%、15%)又は無申告加算税(15%、20%)については、通常課されるこれらの加算税額にその申告漏れ等に係る所得税の5%に相当する金額を<b>加算した金額</b>とします。</p> <p>(4) その他 ① 国外財産調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する ② 国外財産調書の不提出・虚偽記載に対する罰則を設ける。 法定刑は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とし、併せて、情状免除規定を設けることとする。 ③ その他所要の措置を講じます。</p>	平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書につき適用する。 (4)②の罰則については平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産につき適用する。
法人税	I. 租税特別措置法関係	<p><b>1. 研究開発税制～試験研究費の特別税額控除制度の延長</b></p> <p>(1) 国税 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を2年延長します。(所得税についても同様とします。)</p> <p>(2) 地方税 中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置につき、試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を2年延長します。</p> <p><b>2. 環境関連投資促進税制～エネルギー環境負荷低減推進設備等投資促進税制の拡充</b> 対象資産のうち太陽光発電設備及び風力発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定設備で一定の規模以上のものを取得等し、事業の用に供した場合には、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り、<b>普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができる</b>こととします。(所得税についても同様とします。)</p> <p><b>3. 中小企業税制</b></p> <p>(1) <b>中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除</b> 中小企業投資促進税制につき、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加し、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長します。(所得税についても同様とします。)</p> <p>(2) <b>交際費等の損金不算入制度</b> 交際費等の損金不算入制度につき、その適用期限を2年延長するとともに、<b>中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長</b>します。</p> <p>(3) <b>少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例</b> 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を<b>2年延長</b>します。(所得税についても同様とします。)</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人税	I. 租税特別措置法関係(続)	<p><b>4. 復興支援措置</b>  <b>&lt;原子力災害からの復興支援&gt;</b>                      東日本大震災による原子力災害からの復興を推進するため、福島復興再生特別措置法(仮称)の制定を前提に、次の措置を講じます。</p> <p><b>(1) 福島県全域に係る措置</b>                      福島復興再生特別措置法(仮称)の規定により福島県の全ての地方公共団体が東日本大震災復興特別区域法の課税の特例を含む復興推進計画を作成することができる特定地方公共団体の対象となることに伴い、特定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に基づき適用することができる<b>次の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律における措置</b>について、福島県の地方公共団体が作成した認定復興推進計画も<b>同様に、これに基づき適用することができる</b>こととします。                      この場合における次の①の措置については平成28年3月31日まで<b>即時償却</b>ができることとします。</p> <p>① 復興産業集積区域で機械等を取得した場合の<b>特別償却又は税額控除</b>                      ② 復興産業集積区域で被災雇用者等を雇用した場合の<b>税額控除制度</b>                      ③ 復興産業集積区域で開発研究用資産を取得した場合の<b>特別償却等</b>                      ④ 再投資等<b>準備金制度</b>                      ⑤ 再投資設備等を取得した場合の<b>特別償却</b></p> <p><b>(2) 避難解除区域に係る措置</b></p> <p>① 避難解除区域において機械等を取得した場合の<b>特別償却又は税額控除制度の創設</b>                      福島復興再生特別措置法(仮称)の規定により被災事業者(注1)である旨の福島県の確認を受けた事業者が、避難対象区域(注2)の設定の解除の日から同日以後5年を経過する日まで(注3)の間に、機械装置、建物等及び構築物の取得等をして、これをその避難対象区域の設定を解除された区域内において事業の用に供した場合には、次のイ. に掲げる特別償却又はロ. に掲げる税額控除のいずれかを選択適用ができることとします。</p> <p><b>イ. 特別償却制度(注4)</b>                      その減価償却資産の取得価額－普通償却限度額</p> <p><b>ロ. 税額控除制度</b>                      次の(a)と(b)のいずれか少ない金額し、控除限度超過額は、4年間の繰越しができる。                      (a) 取得価額基準: その減価償却資産の取得価額×15%(注5)                      (b) 税 額 基 準: 当期の法人税額×20%</p> <p>(注1) 被災事業者とは、平成23年3月11日において避難対象区域内に事業所を有していた事業者をいいます。                      (注2) 避難対象区域とは、緊急時避難準備区域、警戒区域及び計画的避難区域として設定された区域をいいます。                      (注3) 福島復興再生特別措置法(仮称)の施行の日前に避難対象区域の設定を解除された地域については、福島復興再生特別措置法(仮称)の施行の日から同日以後5年を経過する日までの間とします。                      (注4) 建物等及び構築物については、取得価額の25%                      (注5) 建物等及び構築物については、取得価額の 8%                      (注6) 建物等には、社宅等の用に供するものを含みます。</p> <p>② 避難解除区域で被災雇用者等を雇用した場合の<b>税額控除制度の創設</b>                      事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同日以後3年を経過する日までの間に福島復興再生特別措置法(仮称)の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた場合において、その確認を受けた日と避難対象区域の設定の解除の日とのいずれか遅い日から同日以後5年を経過する日までの期間(以下「適用期間」といいます。)内の日を含む各事業年度の適用期間内において、その避難対象区域の設定を解除された区域内に所在する事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、次のいずれか少ない金額の<b>税額控除</b>ができることとします。</p> <p>イ. 支出額基準: 給与等支給額(損金算入されるものに限る。)×20%                      ロ. 税 額 基 準: 当期の法人税額×20%</p> <p>(注1) 上記①の制度、雇用者の数が増加した場合の税額控除制度又は復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この制度は適用できません。                      (注2) 被災雇用者等とは、次の者をいいます。                      (a) 平成23年3月11日時点において避難対象区域内の事業所に勤務していた者                      (b) 平成23年3月11日時点において避難対象区域内に居住していた者</p>	<p>※所得税についても同様です。                      また、(1)及び(2)については法人住民税及び法人事業税についても適用し、(3)については法人住民税につき適用する。                      なお、(1)③の措置のうち開発研究用資産の減価償却費を特別試験研究費として取り扱う措置については中小企業等のみに適用する。</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人税	I. 租税特別措置法関係(続)	<p>＜二重ローン対策＞</p> <p>(1) 貸倒引当金制度 貸倒引当金制度について、その適用を受けることができる法人に、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を追加します。</p> <p>(2) 期限切れ欠損金の損金算入制度 東日本大震災により被害を受けた法人が、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構又は産業復興機構から当該法人に対する債権につき債務の免除を受けた場合には、期限切れ欠損金の損金算入をできることとします。</p> <p><b>5. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例</b> 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えにつき、次の買換資産の見直しを行った上、適用期限を<b>3年</b>延長します。</p> <p>(1) 土地等の範囲を事務所等の一定の建築物等の敷地の用に供されているもののうちその面積が<b>300㎡以上</b>のものに限定します。</p> <p>(2) 貨物鉄道事業用の機関車の範囲から入換機関車を除外します。</p> <p><b>6. 交際費等の損金不算入制度</b> 適用期限を2年延長します。(再掲)</p> <p><b>7. 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例</b> 適用期限を2年延長します。</p> <p><b>8. 欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置</b> 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の適用期限を2年延長します。</p> <p><b>9. 共同利用施設の特別償却制度</b> 適用期限を1年延長します。</p> <p><b>10. 海外投資等損失準備金制度</b> 適用期限を2年延長します。</p> <p><b>11. 金属鉱業等鉱害防止準備金制度</b> 適用期限を2年延長します。</p> <p><b>12. 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度</b> 適用期限を2年延長します。</p>	<p>※5、11及び12については所得税についても同様です。</p>
	II. 国際課税	<p><b>1. 過大支払利子税制の導入</b> 所得金額に比して過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、次の措置を講じます。</p> <p>(1) 制度の概要 法人の関連者に対する純支払利子等の額が調整所得金額の<b>50%を超える</b>場合には、その超える部分の金額は、当期の損金の額に算入しないものとします。</p> <p>(2) 関連者の範囲 関連者の範囲は、その法人との間に直接・間接の<b>持分割合 50%以上</b>の関係にある者及び実質支配・被支配関係にある者並びにこれらの者による債務保証を受けた第三者等とします。</p> <p>(3) 関連者に対する純支払利子等の額 関連者に対する純支払利子等(以下「関連者純支払利子等」といいます。)の額は、関連者に対する支払利子等(以下「関連者支払利子等」といいます。)の額の合計額からこれに対応するものとして計算した受取利子等の額を控除した残額とします。</p> <p>① 関連者支払利子等 イ. 支払利子等の範囲は、利子、利子に準ずるもの(リース取引に係る利息相当額を含みます。)及び関連者保証による借入れに伴う保証料等とします。 ロ. 関連者支払利子等には、借入れと貸付けの対応関係が明らかな債券現先取引等に係る支払利子等は、含まれないものとします。 ハ. 関連者支払利子等には、その関連者に対する支払利子等でその支払を受ける関連者において我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等は、含まれないものとします。</p> <p>② 関連者支払利子等の額の合計額に対応する受取利子等 イ. 受取利子等の範囲は、利子及び利子に準ずるもの(リース取引に係る利息相当額を含みます。)とします。 ロ. 関連者純支払利子等の額の計算において関連者支払利子等の額の合計額に対応するものとして控除される受取利子等の額は、総受取利子等の額から上記イ(ロ)の債券現先取引等に係る支払利子等に相当する金額を控除した残額のうち関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額(上記①ロ.の債券現先取引等に係る支払利子等に相当する金額を除きます。)に占める割合に応じた金額とします。</p>	<p>平成25年4月1日以後に開始する事業年度につき適用する。</p>

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
法人税	II. 国際課税(続)	<p>ハ. その法人が関連者である居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する非居住者若しくは外国法人から受ける利子等(以下「国内関連者受取利子等」といいます。)の額は、原則として上記ロ. の総受取利子等の額に含まれないものとします。</p> <p>ただし、これらの関連者が非関連者又は国内に恒久的施設を有しない非居住者若しくは外国法人から利子等の支払を受ける場合には、その金額は、国内関連者受取利子等の額を限度として、上記ロ. の総受取利子等の額に含まれるものとします。</p> <p>(4) 調整所得金額 調整所得金額は、当期の所得金額に、関連者純支払利子等、減価償却費等及び受取配当等の益金不算入額等を加算し並びに貸倒損失等の特別の損益について加減算する等の調整を行った金額とします。</p> <p>(5) 繰越損金不算入額 当期の関連者純支払利子等の額が調整所得金額の50%に満たない場合において、前7年以内に開始した事業年度に本制度の適用により損金不算入とされた金額(以下「繰越損金不算入額」といいます。)があるときは、その関連者純支払利子等の額と調整所得金額の50%に相当する金額との差額を限度として、当期の損金の額に算入するものとします。</p> <p>(6) 適用除外基準 次のいずれかに該当する場合には、本制度を適用しないものとします。 ① その事業年度における関連者純支払利子等の額が1千万円以下である ② その事業年度における関連者支払利子等の額の合計額が総支払利子等の額の50%以下である (注)上記②の総支払利子等の額には、関連者に対する支払利子等でその支払を受ける関連者において我が国の法人税の課税所得に算入されるもの等は、含まれないものとします。</p> <p>(7) 連結納税における本制度の適用 連結納税における本制度は、連結グループを一体として適用するものとします。(詳細は省略します。)</p> <p>(8) 他の制度との関係 ① 本制度と過少資本税制との適用関係 本制度と過少資本税制の双方が適用となる場合には、その計算された損金不算入額のうちいずれか多い金額を当期の損金不算入額とします。 ② 本制度と外国子会社合算税制との適用関係 内国法人が関連者である外国子会社等に対して支払った利子等につき外国子会社合算税制と本制度の双方が適用となる場合には、本制度による損金不算入額から外国子会社合算税制による合算所得(その外国子会社等に係るものに限り)に相当する金額を控除する等の調整を行うものとします。 ③ 適格合併又は100%子会社の解散による残余財産の全部分配が行われた場合において、被合併法人又はその子会社が繰越損金不算入額を有するときは、その繰越損金不算入額を合併法人又は親会社に引き継ぐものとします。</p> <p>2. 外国子会社合算税制等に係る二重課税調整措置の見直し 内国法人等が外国子会社合算税制の適用を受けた外国孫会社から外国子会社を通じて受けた配当等(以下「間接配当等」といいます。)の額がある場合の二重課税調整について、内国法人等がその事業年度末に最も近い日に外国子会社から受けた配当等の支払に係る基準日又はその基準日に相当する日(現行:事業年度末)における内国法人等の外国子会社に対する持株割合を用いてその間接配当等の額を計算することとします。</p>	
相続税・贈与税	I. 復興支援措置	<p>1. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充等 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、現行1,000万円の非課税限度額を次のとおりとした上、適用期限を平成26年12月31日までとします。 (1) 省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合 → 1,500万円 (2) 上記(1)以外の住宅用家屋の場合 → 1,000万円</p>	平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税につき適用する。 ※付録③参照
	II. その他の租税特別措置法等	<p>1. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じます。 (1) 非課税限度額(現行1,000万円)を次のとおりとします。 ① 省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合 イ. 平成24年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500万円 ロ. 平成25年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,200万円 ハ. 平成26年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000万円</p>	平成24年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税につき適用する。 ※付録③参照

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
相続税・贈与税	II. その他の租税特別措置法等(続)	<p>② 上記①以外の住宅用家屋の場合</p> <p>イ. 平成24年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 <b>1,000万円</b></p> <p>ロ. 平成25年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 <b>700万円</b></p> <p>ハ. 平成26年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 <b>500万円</b></p> <p>(注) 東日本大震災の被災者については、非課税限度額を1,500万円又は1,000万円とします(前頁「I. 復興支援措置」参照)。</p> <p>(2) 適用対象となる住宅用家屋の床面積については、<b>240㎡以下</b>とします。 (注) 東日本大震災の被災者を除きます。</p> <p>(3) 適用期限を平成26年12月31日までとします。</p> <p><b>2. 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例</b> 適用期限を<b>3年延長</b>します。</p> <p><b>3. 山林(立木・林地)に係る相続税の納税猶予制度の創設</b> 林業経営相続人が、森林経営計画(市町村長等の認定・農林水産大臣の確認を受けたものに限り、以下「認定計画」といいます。)が定められている区域内に存する山林(立木及び林地)についてその認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して取得し、その認定計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合には、その林業経営相続人が納付すべき相続税額のうち、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置(別紙3)を講じます。 (注) 「林業経営相続人」とは、被相続人の推定相続人であって、認定計画が定められている区域内に存する山林を一括して取得することにつき、農林水産大臣の確認を受けた後継者をいいます。</p>	<p>※別紙3は省略</p> <p>※贈与税の納税猶予は検討事項止まり</p>
	III. その他	<p><b>1. 相続税の連帯納付義務</b> 相続税の連帯納付義務につき、次の場合には<b>連帯納付義務を解除</b>します。 (1) 申告期限等から<b>5年を経過した場合</b>(ただし、申告期限等から5年を経過した時点で連帯納付義務の履行を求めているものについては、その後も継続して履行を求めることができることとします。) (2) 納税義務者が延納又は納税猶予の適用を受けた場合</p> <p><b>2. 相続税・贈与税の延納手続等</b> 相続税・贈与税の延納手続等について、災害その他のやむを得ない事情が生じた場合には、納税者の準備期間又は国(税務署)の審査期間に国税通則法第11条の規定により申告期限等が延長された期間等を加算する等の措置を講じます。 &lt;参考&gt; 【国税通則法第11条】 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その期限を延長することができる。</p>	<p>平成24年4月1日以後に申告期限等が到来する相続税につき適用する。 ただし、同日において滞納となっている相続税についても、上記の改正と同様の扱いとします。</p> <p>平成24年4月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税にき適用する。</p>
	IV. 国際課税	<p><b>1. 過少申告加算税等の特例</b></p> <p>(1) 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の特例 国外財産に係る相続税について申告漏れ又は無申告(以下「申告漏れ等」といいます。)がある場合において、被相続人により提出された相続の前年分の国外財産調書又は相続人により提出された相続の年分の国外財産調書のいずれかに、その申告漏れ等に係る国外財産の記載があるとき、その記載がある部分につき課する過少申告加算税(10%、15%)又は無申告加算税(15%、20%)については、通常課されるこれらの加算税額からその申告漏れ等に係る所得税の5%に相当する金額を<b>控除した金額</b>とします。</p> <p>(2) その他(再掲)</p> <p>① 国外財産調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する</p> <p>② 国外財産調書の不提出・虚偽記載に対する罰則を設ける。 法定刑は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とし、併せて、情状免除規定を設けることとする。</p> <p>③ その他所要の措置を講じます。</p>	<p>平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書につき適用する。 (2)②の罰則については平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産につき適用する。</p>
消費 税		<p><b>1. 非課税取引の見直し</b> 消費税が非課税とされる介護サービスの範囲に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び地域支援事業として要支援者等に対して行われる資産の譲渡等を加えることとします。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期																																
消 費 課 税	1. 車体課税	<p><b>1. 自動車重量税(国税)・・・次の見直し(6項目)を行います。(抜粋)</b></p> <p>(1) 次に掲げる検査自動車(車検証の交付等の時点で燃費等の環境性能に関する一定の基準(現時点では平成27年度燃費基準等)を満たしている検査自動車に限ります。)については本則税率を適用します。ただし、下記(4)から(6)までの措置の対象となる検査自動車については<b>免税</b>となります。</p> <p>① 電気自動車                  ② 天然ガス自動車のうち、一定のもの(詳細略)                  ③ プラグインハイブリッド自動車                  ④ ①～③までに掲げる検査自動車以外の検査自動車で一定のもの(詳細略)</p> <p>(2)～(3)・・・省略</p> <p>(4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に<b>新車</b>に係る新規検査を受けるものにつき、現行の特例措置を見直し、次の措置を講じます。</p> <p>① 次に掲げる検査自動車に係る<b>自動車重量税を免除</b>します。</p> <p>イ. 電気自動車                  ロ. 天然ガス自動車のうち、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの                  ハ. プラグインハイブリッド自動車                  ニ. イ.～ハ.までに掲げる検査自動車以外の検査自動車で一定のもの</p> <p>② 乗用車及び車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの(ガソリン自動車に限る。)その他一定の検査自動車(①に掲げるものを除く。)に係る自動車重量税の税率を<b>75%軽減</b>します。</p> <p>③ 乗用車及び車両総重量が2.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成27年度燃費基準を満たすもの(ガソリン自動車に限る。)その他一定の検査自動車(①及び②に掲げるものを除く。)に係る自動車重量税の税率を<b>50%軽減</b>します。</p> <p>(5) 平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に<b>新車</b>に係る新規検査を受けた上記(4)①に掲げる検査自動車については、その新規検査後に受ける<b>最初の継続検査等</b>の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用し、その税率を<b>50%軽減</b>します。</p> <p>(6) 上記(4)①に掲げる検査自動車のうち、平成24年5月1日から平成27年4月30日までの間に<b>継続検査等</b>を受けるものについては、当該期間中に受ける初回の継続検査等に係る自動車重量税の税率を<b>50%軽減</b>します。(上記(5)の適用がある検査自動車を除きます。)</p> <p><b>2. 自動車取得税(地方税)・・・全7項目のうち1項目のみ掲載</b></p> <p>(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車取得税について、その自動車(新車に限ります。)の取得が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われたときは、次のとおり特例措置を講じます。</p> <p>① 次に掲げる自動車の取得について、自動車取得税を<b>免除</b>します。</p> <p>イ. 電気自動車                  ロ. 天然ガス自動車のうち、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの                  ハ. プラグインハイブリッド自動車                  ニ. イ.～ハ.までに掲げる自動車以外の自動車で一定のもの</p> <p>② 上記1(4)②に掲げる自動車の取得について、税率を<b>75%軽減</b>します。</p> <p>③ 上記1(4)③に掲げる自動車の取得について、税率を<b>50%軽減</b>します。</p>																																	
	Ⅱ. 地球温暖化対策のための税	<p><b>1. 石油石炭税</b></p> <p>(1) 石油石炭税に、「地球温暖化のための課税の特例」を設け、CO2排出量に応じた税率を上乗せします。</p> <p>(2) 「地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せする税率は、原油及び石油製品については1キロリットル当たり760円、ガス状炭化水素は1トン当たり780円、石炭は1トン当たり670円とします。</p> <p>※ 上乗せ分を合わせた石油石炭税の税率は次のとおりになります。</p> <table border="1" data-bbox="793 2332 1625 2481"> <thead> <tr> <th></th> <th>原油・石油製品 [1kl 当たり]</th> <th>ガス状炭化水素 [1t 当たり]</th> <th>石炭 [1t 当たり]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>2,040 円</td> <td>1,080 円</td> <td>700 円</td> </tr> <tr> <td><b>改 正 案</b></td> <td><b>2,800 円</b></td> <td><b>1,860 円</b></td> <td><b>1,370 円</b></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="793 2510 1625 2718"> <thead> <tr> <th></th> <th>原油・石油製品 [1kl 当たり]</th> <th>ガス状炭化水素 [1t 当たり]</th> <th>石炭 [1t 当たり]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>2,040 円</td> <td>1,080 円</td> <td>700 円</td> </tr> <tr> <td>平成24年10月1日</td> <td>2,290 円</td> <td>1,340 円</td> <td>920 円</td> </tr> <tr> <td>平成26年4月1日</td> <td>2,540 円</td> <td>1,600 円</td> <td>1,140 円</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日</td> <td>2,800 円</td> <td>1,860 円</td> <td>1,370 円</td> </tr> </tbody> </table>		原油・石油製品 [1kl 当たり]	ガス状炭化水素 [1t 当たり]	石炭 [1t 当たり]	現 行	2,040 円	1,080 円	700 円	<b>改 正 案</b>	<b>2,800 円</b>	<b>1,860 円</b>	<b>1,370 円</b>		原油・石油製品 [1kl 当たり]	ガス状炭化水素 [1t 当たり]	石炭 [1t 当たり]	現 行	2,040 円	1,080 円	700 円	平成24年10月1日	2,290 円	1,340 円	920 円	平成26年4月1日	2,540 円	1,600 円	1,140 円	平成28年4月1日	2,800 円	1,860 円	1,370 円	<p>平成24年10月1日から実施することとする。</p> <p><b>経過措置</b>として左表のものを講じる。</p>
	原油・石油製品 [1kl 当たり]	ガス状炭化水素 [1t 当たり]	石炭 [1t 当たり]																																
現 行	2,040 円	1,080 円	700 円																																
<b>改 正 案</b>	<b>2,800 円</b>	<b>1,860 円</b>	<b>1,370 円</b>																																
	原油・石油製品 [1kl 当たり]	ガス状炭化水素 [1t 当たり]	石炭 [1t 当たり]																																
現 行	2,040 円	1,080 円	700 円																																
平成24年10月1日	2,290 円	1,340 円	920 円																																
平成26年4月1日	2,540 円	1,600 円	1,140 円																																
平成28年4月1日	2,800 円	1,860 円	1,370 円																																

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
消 費 課 税	II. 地球温暖化対策のための税(続)	<p>(3) 現行石油石炭税に係る免税・還付措置が設けられている次の①から⑤については、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についても、免税・還付措置が適用されます。</p> <p>① 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等                  ② 輸入特定石炭                  ③ 沖縄発電用特定石炭                  ④ 輸入・国産農林漁業用A重油                  ⑤ 国産石油アスファルト等</p> <p>(4) 次の①から⑥については、「地球温暖化対策のための課税の特例」により上乗せされる税率についてのみ、平成26年3月31日までの間、免税・還付措置を設けることとします。</p> <p>① 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭                  ② 内航運送用船舶、一定の旅客定期航路用船舶に利用される重油、軽油                  ③ 鉄道事業に利用される軽油                  ④ 国内定期運送事業用航空機に積み込まれる航空機燃料                  ⑤ イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電に利用される輸入石炭                  ⑥ 農林漁業に利用される軽油</p> <p>(5) その他所要の措置を講じます。</p>	
そ の 他 ( 国 税 )	I. 登録免許税	<p><b>1. 特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等に対する税率の軽減</b>                  戸建て住宅に係る所有権の移転登記に対する軽減税率を1,000分の2(現行1,000分の1)に引き上げた上、その適用期限を2年延長します。</p> <p><b>2. 会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等に対する税率の軽減</b>                  軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を3年延長します。</p> <p>(1) 所有権の移転登記(現行1,000分の13)                  ① 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで 1,000分の15                  ② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 1,000分の18</p> <p>(2) 地上権の移転登記(現行1,000分の6.5)                  ① 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで 1,000分の7.5                  ② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 1,000分の9</p> <p>(3) 所有権の移転の仮登記等(現行1,000分の6.5)                  ① 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで 1,000分の7.5                  ② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 1,000分の9</p> <p>(4) 地上権の移転の仮登記等(現行1,000分の3.25)                  ① 平成24年4月1日から平成26年3月31日まで 1,000分の3.75                  ② 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 1,000分の4.5</p> <p>なお、会社分割に伴う不動産の抵当権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置については、適用期限の到来をもって廃止します。</p> <p><b>3. 住宅に係る所有権の保存登記等に対する軽減</b>                  低炭素まちづくり促進法(仮称)の制定に伴い、個人が、同法の施行の日から平成26年3月31日までの間に、同法に規定する認定省エネルギー建築物(仮称)のうち一定の住宅(以下「認定住宅」といいます。)の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をする場合における当該認定住宅に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率について、次の措置を講じます。</p> <p>(1) 所有権の保存登記 1,000分の1(本則1,000分の4)                  (2) 所有権の移転登記 1,000分の1(本則1,000分の20)</p>	
地 方 税	I. 固定資産税・都市計画税	<p><b>1. 土地に係る固定資産税の負担調整措置の見直し</b>                  平成24年度から平成26年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について、次のとおりとします。</p> <p>(1) 商業地等                  ① 負担水準が70%を超える商業地等については、その年度の評価額の70%を課税標準額とする措置を継続します。                  ② 負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く措置を継続します。                  ③ 負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額にその年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする措置を継続します。                  ただし、その額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする措置も継続します。                  ④ 課税標準額の上限である評価額の70%の場合に算定される税額から、地方自治体の条例の定めるところにより、その年度の評価額の60%から70%の範囲で条例で定める割合により算定される税額まで、一律に減額することができる措置を継続します。</p> <p>(2) 住宅用地                  ① 前年度の課税標準額がその年度の評価額に住宅用地特例割合(6分の1又は3分の1)を乗じて得た額(以下「本則課税標準額」といいます。)以下の住宅用地については、前年度の課税標準額に、本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とします。</p>	※付録④参照

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
地 方 税	I. 固定資産税・都市計画税(続)	<p>ただし、その額が、本則課税標準額を上回る場合には本則課税標準額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とします。</p> <p>② 経過的な措置として、平成24年度及び平成25年度については、次の措置を講じます。</p> <p>イ. 負担水準が90%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置きます。</p> <p>ロ. 負担水準が90%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とします。ただし、その額が、本則課税標準額の90%を上回る場合には90%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とします。</p> <p>(3) 据置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を、平成25年度及び平成26年度も継続します。</p> <p>(4) 商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方自治体の条例の定めるところにより、税額が前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置を継続します。</p> <p>(5) 農地</p> <p>① 一般農地及び一般市街化区域農地 現行と同様の負担調整措置を継続します。</p> <p>② 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の取扱いとする措置を継続します。</p> <p>2. 土地に係る都市計画税の負担調整措置の見直し 固定資産税の改正に伴う所要の改正を行います。</p> <p>3. 復興支援措置</p> <p>(1) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域のうち、各年度において市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税を<b>免除する措置</b>について、平成25年度以後<b>当分の間の措置</b>とします(現行:平成23年度及び平成24年度のみ)。</p> <p>(2) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る前年度の課税免除の対象区域であって新たに課税免除の対象外となる区域のうち市町村長が指定する区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の<b>減額措置</b>について、次の措置を講じます。</p> <p>① 減額対象期間を課税免除の対象外となってから原則<b>3年度分</b>(現行:単年度分)とします。</p> <p>② 平成25年度以後<b>当分の間</b>、各年度において新たに課税免除の対象外となる区域に係る措置とします(現行:平成24年度のみ)。</p> <p>4. 租税特別措置法関係</p> <p>(1) 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置 適用期限を2年延長します。</p> <p>(2) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置 適用期限を2年延長します。</p>	※付録④参照
	II. 不動産取得税	<p>1. <b>宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例</b> 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の<b>課税標準を価格の2分の1とする</b>特例措置の適用期限を3年延長します。</p> <p>2. <b>住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率の特例</b> <b>住宅及び土地の取得</b>に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を<b>3%</b>とする特例措置の適用期限を3年延長します。</p> <p>3. <b>新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置</b> 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置(床面積の2倍(200平方メートルを限度)相当額の減額)について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する不動産取得税の特例措置の適用期限を2年延長します。</p> <p>4. <b>認定長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準の特例措置</b> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>5. <b>不動産取得税の徴収猶予</b> 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を10年以上(貸付け時において65歳未満である場合には、20年以上)受けている者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等を貸し付けた場合に、贈与税の納税猶予の継続を認められるときは、不動産取得税の徴収猶予を継続する措置を講じます。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
検 討 事 項	I. 国税関係	<p><b>1. 寄附金控除の年末調整対象化</b> 源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から実施可能であるかどうかの検討を行います。 なお、検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります。</p> <p><b>2. 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直し</b> 会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成25年度税制改正において検討することとします。</p> <p><b>3. 山林に係る相続税・贈与税</b> 新たに創設される相続税の納税猶予制度の執行及び適用の状況、施業の集約化・路網整備の徹底という政策目的の達成状況等を踏まえ、課税価格の特例制度や贈与税の納税猶予制度等の必要性について検討を行います。</p> <p><b>4. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度</b> その適用の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定等の運用状況や政策目的等を踏まえ、同制度の活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について引き続き検討を行います。</p> <p><b>5. 中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し等</b> 会計検査院から意見表示がなされている中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直しについては、企業の予測可能性にも留意しつつ、所得金額のみならず、各種指標による中小企業者の定義づけの可能性も含めて、そのあり方を引き続き検討することとします。</p> <p><b>6. 航空機燃料税の水準のあり方</b> 今後の空港整備のあり方等、空港整備勘定の枠組みの見直し等を進めていく中で、検討を行います。</p> <p><b>7. 地球温暖化対策について</b> 今回「地球温暖化対策のための税」として、CO2排出抑制に資する観点から新たに設けられた「地球温暖化対策のための課税の特例」、国内排出量取引制度、再生可能エネルギー全量固定価格買取制度といった施策の整合性確保が不可欠であり、各施策の進捗を踏まえ、その整合性や政策効果の検証を行っていくこととします。</p> <p><b>8. 非居住者及び外国法人に対する課税原則について</b> OECDモデル租税条約の改定等を踏まえ、様々な産業における実態や影響等を考慮しつつ、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を「帰属主義」に沿った規定に見直すとともに、これに応じた適切な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行います。</p> <p><b>9. 税制の抜本的な改革と税理士制度について</b> 税制の抜本的な改革を進めるに当たって、今後とも申告納税制度の円滑かつ適正な運営を確保していくためには、納税者と日常的に関わりを持つ<b>税理士の果たすべき役割は非常に重要なもの</b>と考えられます。 税理士制度については、税理士の業務や資格取得のあり方などに関し、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、<b>税理士の資質の一層の向上など国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る</b>観点から、関係者等の意見も考慮しながら、その見直しに向けて引き続き検討を進めます。</p>	
	II. 地方税関係	<p><b>1. 生命保険料控除など政策目的へのインセンティブの色彩が強い控除の在り方</b>については、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格や地域主権改革の推進等の観点のほか、公的保障の補完としての性格や国民の自助努力の支援等の観点を踏まえ、検討します。</p> <p><b>2. 固定資産税</b>については、住民や企業などの負担感に配慮するとともに、地方財政の根幹をなす税目であることや、いわゆるバブル期から現在までの地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、その間に実施された土地評価方法の変更や負担軽減措置等の制度改正の点検を行い、平成27年度の評価替えまでに、公平性、合理性、妥当性等の観点から総合的な検討を行います。また、不動産取得税についても、同様の検討を行います。</p>	

税 目	内 容	細 目	適 用 時 期
検 討 事 項	II. 地方税関係(続)	<p>3. 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置については、住宅ストックが量的に充足している現状を踏まえ、住宅の質の向上を図る政策への転換、適正なコストによる良質な住宅の取得等の住宅政策の観点から、平成26年度税制改正までに、社会経済の情勢を踏まえつつ、他の税目も含めた住宅税制の体系と税制上支援すべき住宅への重点化等そのあり方を検討します。</p> <p>4. 事業仕分け対象独立行政法人に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置並びに独立行政法人水資源機構がダム用の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直しについて、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの結果に沿って、平成25年度税制改正において検討を行います。</p> <p>5. 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討します。 事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成25年度税制改正において検討することとします。</p> <p>6. 現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、中長期的に検討します。</p> <p>7. 軽油引取税に係る課税免除措置の適用期限延長後の取扱いについては、地球温暖化対策や燃料課税全体のあり方に関する議論もあることから、東日本大震災からの復興状況、課税免除措置廃止による国民生活への影響、国・地方を通じた財政事情等も勘案しつつ、引き続き検討します。</p>	
	III. 国税・地方税共通関係	<p>1. <b>配偶者控除制度</b> 配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討します。</p> <p>2. <b>金融証券税制</b> 投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討します。</p> <p>3. <b>郵便貯金銀行及び郵便保険会社等に係る税制上の措置</b> 消費税を含む税制の基本的な考え方等に基づき、国会や与党におけるこれまでの議論、「郵政改革の基本方針」(平成21年10月20日閣議決定)等に沿った検討も踏まえつつ、ユニバーサルサービスの担保等のための政策のあり方の観点から、引き続き所要の検討を行います。</p> <p>4. <b>自動車取得税及び自動車重量税</b> 「廃止、抜本的な見直しを強く求める」等とした平成24年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行います。</p> <p>5. <b>地球温暖化対策</b> 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。</p> <p>6. <b>納税環境の整備</b> 平成23年度税制改正法附則第106条の趣旨を踏まえ、納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、引き続き検討を行います。</p> <p>7. <b>社会保障・税に関わる共通番号制度</b> 社会保障・税に関わる共通番号制度の導入に伴い税務分野において必要となる対応については、「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)を踏まえ、「番号法案」の具体化を受けて検討を行います。</p>	